

ほら、あの110万円まで  
贈与税がかからない  
「暦年贈与」って知ってる??

TOP社労士事務所

代表

泉谷史郎

あー 知ってますよ

- ウチなんか（というより 俺）賢いから  
すでにやっていますよ。昨年なんかちよいと株で儲かったから

息子に女房と俺あわせて220万円やりましたよ〜っ  
かっかっか〜笑

あー 知ってますよ

- ウチなんか（というより 俺）賢いから  
すでにやっていますよ。昨年なんかちよいと株で儲かったから

息子に女房と俺あわせて220万円やりましたよ〜っ  
かっかっか〜笑

⇒ × × ぶぶーっ

子供一人につき 一年間で110万円までナンです

だから220-110万円が贈与となり、贈与税は11万円かかります

# それじゃあ どうすればよかったの

回避策① ふつーに 110万円ずつ贈与し続ける

★でもね贈与年以降7年以内に贈与者が死んだら相続税がかかる

回避策② 暦年贈与（お父さん）相続時精算課税（お母さん）を併用  
すると110万円×2方向からでも課税なし

★しかしね相続時精算課税を選ぶと一生変更できない

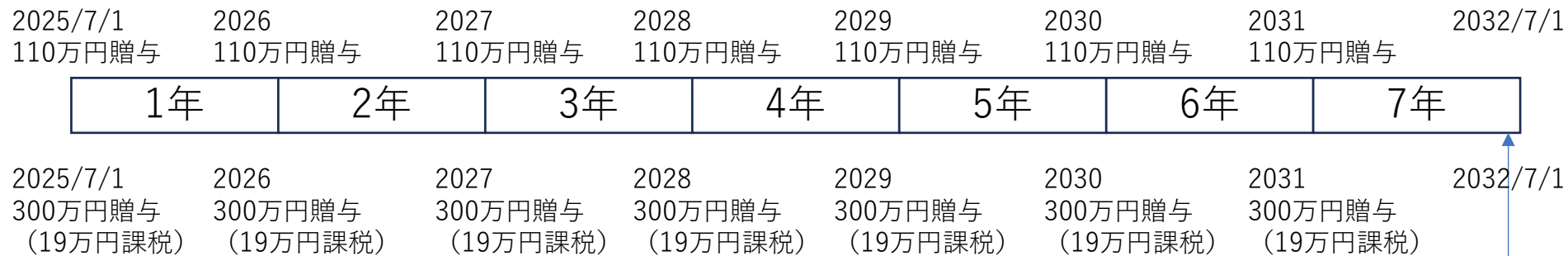
回避策③ 息子に子供がいれば「いわゆる孫」これが最強

息子に110万 孫に110万円 これならば税金ナシ

ついでに孫は7年縛りもナシ ※孫を相続人にしていると×です

# 暦年課税の7年縛りってどう計算するの

- ①年度計算ではありません（なので贈与をした日から7年です）
- ②110万こえて贈与した場合  
相続税と贈与税2重でとられるわけではありません



770万円×10%→77万円相続税に加算  
※相続税を10%（最低額）とした場合  
※相続額が無税の枠内ならば  
もちろん課税なし

2100万円×10%→210-133⇒77万円  
相続税に加算（19×7⇒133）  
※相続税を10%（最低額）とした場合  
※相続額が無税の枠内ならば  
もちろん課税なし

2032/06/30死去



# さっきの相続時精算課税ってどんなの？

- ①一度選ぶと暦年贈与に戻ることはいけません
- ②2500万まで非課税枠がありますが、相続時に精算（課税されます）  
だめじゃん、いいところってどこよ

2025/7/1 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032/7/1  
 110万円贈与 110万円贈与 110万円贈与 110万円贈与 110万円贈与 110万円贈与 110万円贈与

1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
----	----	----	----	----	----	----

2025/7/1 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032/7/1  
 300万円贈与 (19万円課税) 300万円贈与 (19万円課税) 300万円贈与 (19万円課税) 300万円贈与 (19万円課税) 300万円贈与 (19万円課税) 300万円贈与 (19万円課税) 300万円贈与 (19万円課税)

2025/7/1 2026 2027 2028 2029 2030 2031  
 300万円贈与 (110万円控除) 300万円贈与 (110万円控除) 300万円贈与 (110万円控除) 300万円贈与 (110万円控除) 300万円贈与 (110万円控除) 300万円贈与 (110万円控除) 300万円贈与 (110万円控除)  
 190万円精算時 380万円精算時 570万円精算時 760万円精算時 950万円精算時 1140万円精算時 1330万円精算時

2032/06/30死去



770万円×10%→77万円相続税に加算  
 ※相続税を10%（最低額）とした場合  
 ※相続額が無税の枠内ならば  
 もちろん課税なし

2100万円×10%→210-133⇒77万円  
 相続税に加算（19×7⇒133）  
 ※相続税を10%（最低額）とした場合  
 ※相続額が無税の枠内ならば  
 もちろん課税なし

770万円は税ナシ確定  
 残りの1330万円に課税  
 ※相続額が無税の枠内ならば  
 もちろん課税なし  
 将来値上がりしそうな「土地」  
 などの相続にはとても有効!!